

旭川市立東明中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月改定)

【目 次】

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	...
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの理解	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	3
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	4
1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標	
(1) 令和3年度の実情	
(2) 令和4年度の目標	
2 生徒が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	...
(1) 学校いじめ対策組織の構成	5
(2) 学校いじめ対策組織の役割	6
4 いじめの防止の取組	...
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度能力の育成	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	7
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	8
資料 いじめ発見・見守りチェックリスト	9
資料 主な相談窓口	10
6 いじめへの対処	...
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	
(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) 性に関わる事案への対応	...
(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	12
7 いじめの解消	...
資料 早期発見・事案対処マニュアル	13
8 いじめ重大事態への対応	14
9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携	
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	15
11 学校いじめ防止プログラム	16~17

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまで、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然と指導してきました。また、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を常にもち、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童（生徒）が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童（生徒）がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童（生徒）本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

（1）令和3年度の実情

2021年に実施した“いじめアンケート”では、友人から嫌な思いを受けたことがあると回答した生徒が29人いた。そのうち継続して嫌な思いを抱いていると回答した生徒は13人であった。結果を受けて担任を中心に教育相談を行ったことにより、認知したいじめ2件については、全て解決に向かい解消している。

また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」との問いに「そう思う」と回答した生徒が100%とはなっていない。併せて、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒が13.0%程度存在している。

（2）令和4年度の目標

教育活動全体を通して、いじめのない学校を目指すと共に、いじめの早期発見・早期解消に努め、解消率100%を達成する。

いじめアンケートで「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する生徒を0%にする。

また、相談する相手がない生徒がいるため、日常から信頼される教師（学校）を目指し、コミュニケーションの構築を図り、相談しやすい教師（学校）づくりに努める。

2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論することなどの活動に取り組む。

（1）生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。

（2）生徒会を中心とした「いじめ撲滅集会」を行い、生徒同士のいじめ防止に対する意識を喚起する。

（3）生活・学習Actサミットで協議された内容等を校下小学校と共有する。

3 学校いじめ対策組織の設置

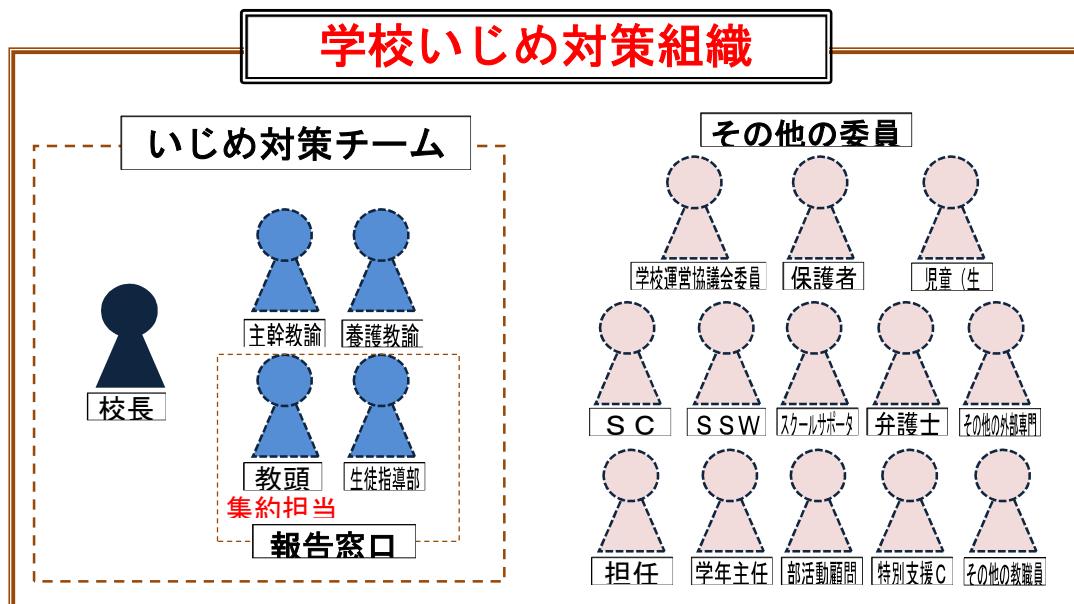
学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。

ア 設置の意義

○いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

イ 設置の留意事項

- (1) 次のことを踏まえて、学校いじめ対策組織を構成する。
- ・自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成する。
 - ・学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置する。
 - ・「いじめ対策チーム」は、管理職や主幹教諭、生徒指導部長など、校内の主要な役職にある者から、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
 - ・「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口」の役割を担う者を1名ないし複数名、うち1名を「集約担当」に当てる。
 - ・「報告窓口」は他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教頭や生徒指導部長等を当て、「集約担当」は「報告窓口」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする。
 - ・個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。
 - ・「校内研修の実施」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加する。



○次のことを踏まえて、学校いじめ対策組織の体制を整備する。

- ・管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
- ・全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制

- ・学校規模に応じて「いじめ対策チーム」の役割分担を適切に行うなど、機動的に運用できる体制

(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進める。
- 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（4）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

保護者の役割

○保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。

いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

○保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができることがある。 [] | [] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。 [] | [] |

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 []

清掃や放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 []
- 一人で下校することが多い。 []
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 []
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 []
- 部活動の話題を避ける。 []

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立東明中学校 TEL 33-3824

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みます、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<ul style="list-style-type: none">□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。□いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。□不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none">□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none">□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。□今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none">□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。□保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none">□いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

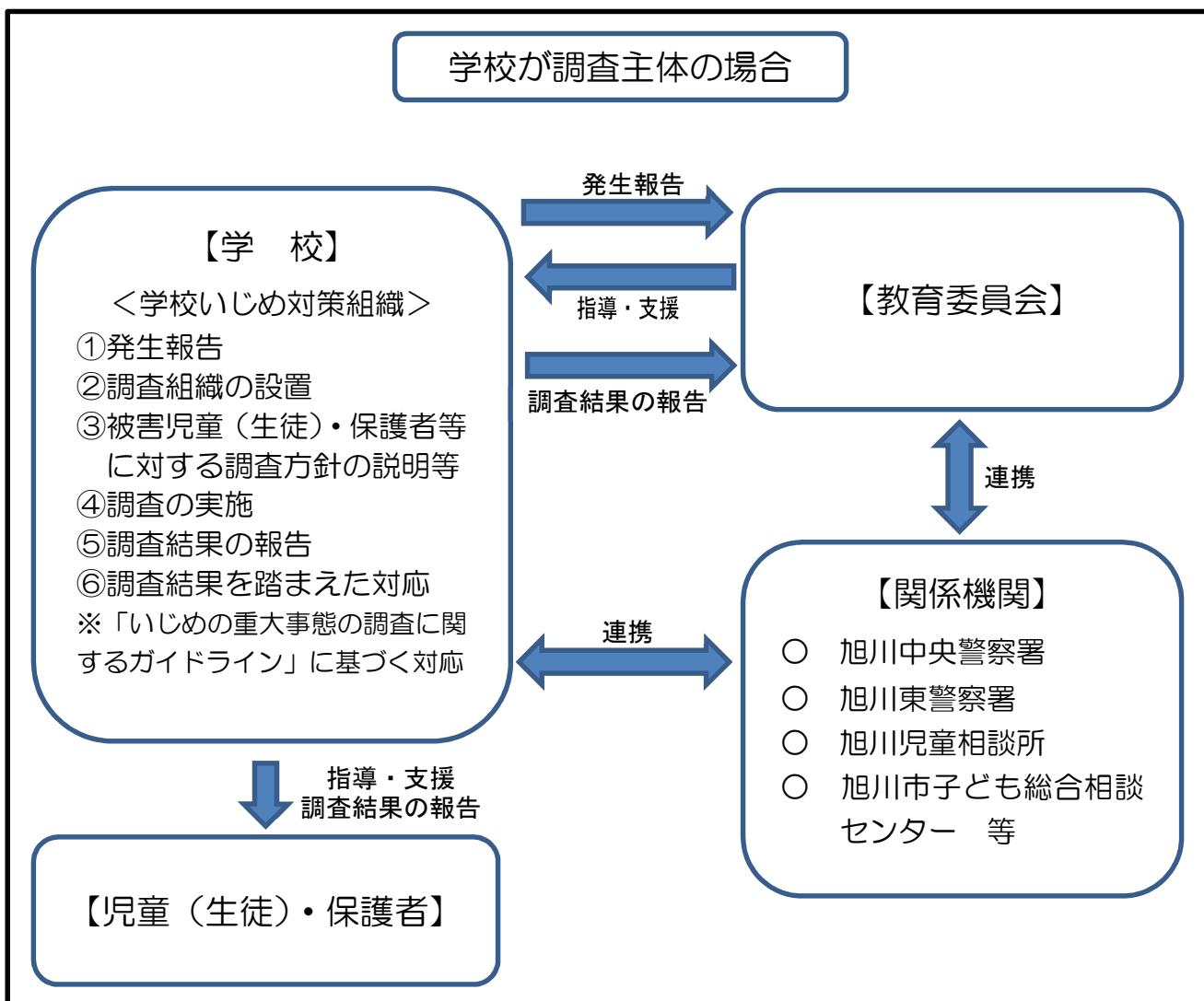
【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none">○ 原因の詳細な分析<ul style="list-style-type: none">□事実の整理、指導方針の再確認□スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用○ 学校体制の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□生徒指導体制の点検・改善□教育相談体制の強化□児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 教育内容及び指導方法の改善・充实<ul style="list-style-type: none">□生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実□道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	<ul style="list-style-type: none">○ 家庭、地域との連携強化<ul style="list-style-type: none">□教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開□学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価□生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	---	--

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- 学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。
- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
 - 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
 - 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないとなど指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に関連開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（生徒版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅宣言 等 ○中連生活部6月研への参加
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		

	7月	8月	9月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットへの参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談 	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ撲滅集会の実施 ○「生命（いのち）の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒		<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による、スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による、スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組等の評価 	